

我孫子市観光施設の立地に関する協議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、手賀沼観光施設誘導方針（平成28年12月策定、令和6年2月改定。以下「誘導方針」という。）及び我孫子市観光施設の立地に関する協議基準（平成29年1月30日付け環商第369号策定、令和6年9月4日付け環商第128号改定。以下「協議基準」という。）に基づき、区域内で事業を実施するために、我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号。以下「開発条例」という。）第6条第1項の規定による事前協議に向けて、あらかじめ観光施設に関する事項を協議するための手続に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「観光施設」とは、協議基準に定める施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、誘導方針に位置付けられた我孫子新田地区における観光施設の立地について適用する。

(協議の申出)

第4条 前条の適用範囲において、観光施設を立地させ、観光事業を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号）第6条第1項の規定による事前協議に先立ち、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画申出書（様式第1号）に、次に掲げる関係図書を添付の上、市長に協議を申し出なければならない。

- (1) 申出者が個人にあっては住民票、法人にあっては法人の登記事項証明書及び定款
- (2) 事業内容を明らかにする事業計画書（事業内容・収支計画等）
- (3) 観光施設に係る造成及び建築に必要な事業費を明らかにする書類
- (4) 申出者の資力及び信用に関する書類
- (5) 観光施設の区域を明らかにする不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し
- (6) 観光施設の区域に含まれる土地の登記事項証明書
- (7) 観光施設の建物を明らかにする図面（配置図・平面図・立面図・断面図・施設利用図等）
- (8) 設計に際し実施した庁内各部局や関係機関への相談結果報告書、周辺住民への

説明結果報告書

(協議)

第5条 市長は、前条の規定による申出（以下この条において「申出」という。）があったときは、当該申出に係る内容について、誘導方針及び協議基準に基づいて申出者と協議を行うものとする。

2 市長は、申出が誘導方針及び協議基準に適合すると認めるときは、速やかに申出者に対し、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画協議済証（様式第2号）を交付するものとする。

(変更の申出)

第6条 我孫子市観光施設の立地に関する事業計画協議済証の交付を受けた者は、第4条の規定により申し出た協議内容を変更しようとするときは、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画変更申出書（様式第3号）に同条号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付の上、市長に協議を申し出なければならない。

(変更の協議)

第7条 第5条第1項及び第2項の規定は、前条の規定による変更の申出（以下「変更の申出」という。）について準用する。

2 市長は、変更の申出が誘導方針及び協議基準に適合すると認めるときは、速やかに申出者に対し、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証（様式第4号）を交付するものとする。

(事業計画の取下げ及び取りやめ)

第8条 申出者は、第4条の規定により協議を申し出た後に当該事業計画を取り下げるときは、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 申出者は、第5条第2項の我孫子市観光施設の立地に関する事業計画協議済証又は前条第2項の我孫子市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証の交付を受けた後に当該事業計画を取りやめるときは、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年11月15日から施行する。

様式第 1 号

我孫子市観光施設の立地に関する事業計画申出書

<p>我孫子市観光施設の立地に関する協議要領第4条に基づき、次のとおり事業計画の協議を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長 へ</p> <p style="text-align: right;">申出者住所 氏名 ⑩ 電話 代理人住所 氏名 ⑩ 電話</p>		
1 事業計画の名称		
2 事業区域の土地の所在	我孫子市	
3 観光施設の用途(種類)		
4 事業区域の面積	平方メートル	
5 工事施工者		
※ 受付欄	受付番号 第 号	※ 受付印

※申出者は、当該観光施設を立地しようとする者となります。

様式第2号

年 月 日
●●第 号

我孫子市観光施設の立地に関する事業計画協議済証

様

我孫子市長 ○○ ○○ 印

年 月 日付けで申出のありました下記の事業計画については、我孫子市観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の土地の所在
- 3 観光施設の用途（種類）

（条件）

- 1 協議事項を変更するときは、我孫子市観光施設の立地に関する協議要領第6条に基づき、事業計画の変更協議を申し出ること。
- 2 当該事業計画を取りやめるときは、第8条第2項に基づき、我孫子市観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届（様式第6号）を市長に届け出ること。

様式第3号

我孫子市観光施設の立地に関する事業計画変更申出書

<p>我孫子市観光施設の立地に関する協議要領第6条に基づき、事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の協議を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長 へ</p> <p style="text-align: right;">申出者住所 氏名 ⑩ 電話 代理人住所 氏名 ⑩ 電話</p>		
1 事業計画の名称		
2 事業区域の土地の所在	我孫子市	
3 変更事項及び内容		
※ 受付欄	受付番号 第 号	※ 受付印

※申出者は、当該観光施設を立地しようとする者となります。

様式第4号

年 月 日
●●第 号

我孫子市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証

様

我孫子市長 ○○ ○○ 印

年 月 日付けで申出のありました下記の事業計画の変更については、観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の土地の所在
- 3 観光施設の用途（種類）

（条件）

- 1 協議事項を変更するときは、我孫子市観光施設の立地に関する協議要領第6条に基づき、事業計画の変更協議を申し出ること。
- 2 当該事業計画を取りやめるときは、第8条第2項に基づき、観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届（様式第6号）を市長に届け出ること。

我孫子市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届

我孫子市長 あて

申出者住所

氏名

㊞

電話

代理者住所

氏名

㊞

電話

年 月 日付けで協議を申し出ました下記の事業計画については、取り下げる
こととしましたので届け出ます。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の土地の所在
- 3 観光施設の用途（種類）
- 4 事業区域の面積 平方メートル
- 5 取下げの理由

我孫子市観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届

我孫子市長 へ

申出者住所

氏名

印

電話

代理者住所

氏名

印

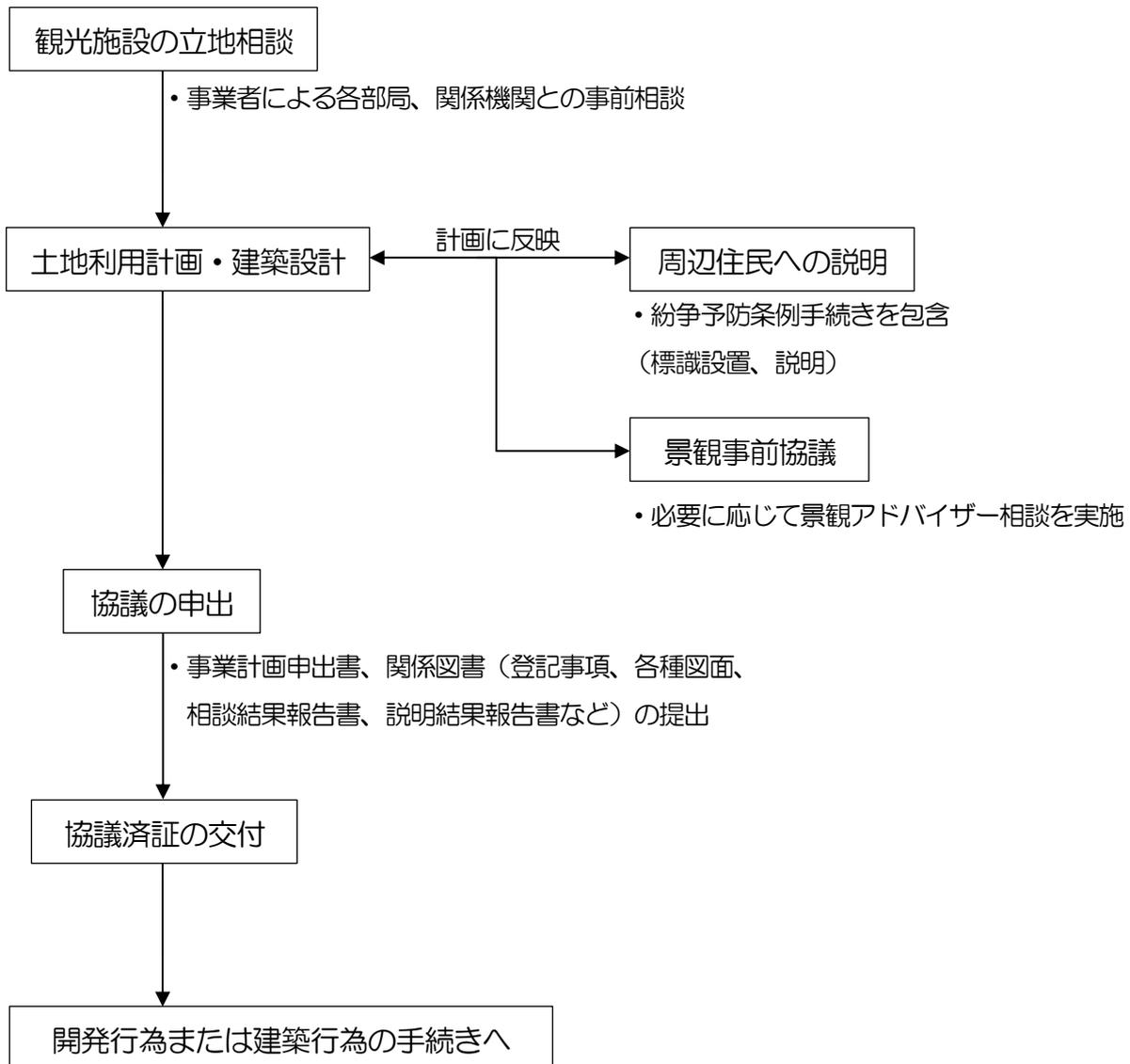
電話

年 月 日付けで我孫子市観光施設の立地に関する事業計画協議済証又は我孫子市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証の交付を受けました下記の事業計画については、取りやめることとしましたので届け出ます。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の土地の所在
- 3 観光施設の用途（種類）
- 4 事業区域の面積 平方メートル
- 5 取りやめの理由

【協議の流れ】



- ・協議の申出時に提出する関係図書のうち、庁内各部局や関係機関への相談結果報告書は、開発、建築各行為を行う際に協議が必要となる各部局へ相談を行ったうえで、開発、建築各行為を行う際に提出する協議報告書の様式を参考に作成してください。
- ・周辺住民とは開発、建築各行為を行う敷地の境界から概ね50m範囲とし、説明結果報告書は、説明時にあった意見と、意見に対する対応がわかるよう、任意様式で作成してください。
- ・計画する施設の規模や内容などにより、所管部局や警察との交通処理計画に係る協議など、別途協議をお願いする場合があります。

※協議事項に変更が生じた場合には、第6条に基づく変更の申出が必要となります。

※事業を取りやめることとなった場合には、第8条第2項に基づく届出が必要となります。